デジタルヘルス株式ファンド

追加型投信 / 内外 / 株式

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.1.9

T&Dアセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書であり、投資者から請求があった場合に交付を行う請求目論見書です。

この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「デジタルヘルス株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年1月8日に関東財務局長に提出しており、2025年1月9日にその効力が生じております。

発行者名 : T&Dアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名: 代表取締役社長 田中 義久本店の所在の場所: 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

投資信託説明書(請求目論見書) 目次

								貝
							報	
第							報	
	第1	フ	ア	ンド	² の	状	況	3
	第2	管	理	及	び	運	営	26
	第3	フ	ァン	ドの	経	理状	況	32
	第4	内国	国投資信	託受益	証券事	事務の概	既要	58
第	三 部	委	託 会	社	等の	情	報	59
	第1	委	託 会	社	等 <i>0</i> .	概	況	59

約款

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

デジタルヘルス株式ファンド (以下「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)です。

委託者(以下「委託会社」ということがあります。)の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の翌々営業日の基準価額*とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)。

基準価額につきましては、販売会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。)または下記にお問い合わせください。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

(5)【申込手数料】

3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が個別に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。 なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い 合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年1月9日から2025年7月9日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込取扱場所(販売会社)につきましては、前述「(4)発行(売出)価格」の照会先にお問い合わせ ください。

(9)【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金をお申込いただく販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権にかかる各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する 口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に振り込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所(販売会社)と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「(4)発行(売出)価格」の照会先をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式債券
追加型投信	海 外 内 外	不動産投信 その他資産 資産複合

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一大型株 中学 中が 一会 一会 では では での での での での での での での での での での	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (日夕 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧ジアセー アセー アセー アンフー アフリー アフリー アン東(ジング ロージング	ファミリー ファンド ファンド・ ファンズ	あり (部分ヘッジ) なし

<商品分類の定義>

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の 記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の 記載があるものをいいます。

<属性区分の定義>

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券を通じて実質的に株式を投資対象とする旨 の記載があるものをいいます。

一般とは大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジ を行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (www.toushin.or.jp)をご参照ください。

ファンドの特色

①主として世界各国(日本を含む)のデジタルヘルス企業の株式等に実質的に投資します。

- ●主として円建の外国投資証券であるUBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドーEB JPYクラス (以下「外国投資証券」あるいは「投資信託証券」ということがあります。)への投資を通じて、世界のデジタルへ ルス企業の株式等に投資します。
- ●外国投資証券の運用は、UBSアセット・マネジメント(スイス)エイ・ジーが行います。
- ●外国投資証券における組入外貨建資産については、原則として為替へッジを行いません。

②株式等への投資にあたっては、ピュア・プレイヤーを厳選します。

- ●ピュア・プレイヤーとは、デジタルヘルス企業の中でも、デジタルヘルス分野からの収益の割合が50%以上を占める企業をいいます。
- ●ピュア・プレイヤーに厳選投資することで、デジタルヘルス分野以外の事業を多く行う企業の株式などが組み入れられることを防ぎ、デジタルヘルス分野の成長からの恩恵を享受できる銘柄選択を目指します。

【デジタルヘルス企業とは?】

従来のヘルスケアのシステムを根本から変えるポテンシャルを持った、革新的なテクノロジーを持つ企業をいいます。

医療分野で進展するデジタライゼーション*

デジタル技術の活用やデータ解析の精度向上により、新たな医療技術の開発が速いペースで進んでいます。 今後5年~10年の間に、ヘルスケアのあらゆる分野にテクノロジーが導入され、医療の効率化が進むと予想されています。

* デジタライゼーションとはデジタル技術の活用によりビジネスモデルを変革し、新たな価値を生み出すことです。



デジタルの活用で医療のブラットフォームが変わる 見えてくる医療のパラダイムシフト

出所:各種情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

上記はイメージの一部であり、すべてを網羅したものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドが投資するのは3つのテーマにおけるピュア・プレイヤー

収益の50%以上をデジタルヘルス分野から上げる企業(ピュア・プレイヤー)にのみ投資します。

ピュア・プレイヤーにフォーカスし、ボトムアップでのファンダメンタルズ分析に基づき、確信度の高い銘柄へ投資します。 ファンドはUBSアセット・マネジメントのデジタルヘルス株式戦略を活用して運用を行います。

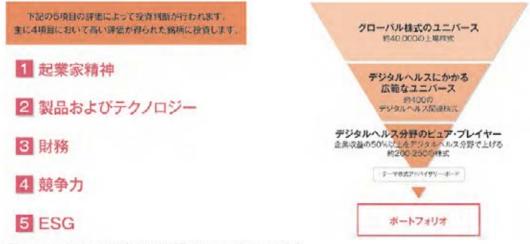


出所:UBSアセット・マネジメントからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

投資プロセス

投資先株式の銘柄選定プロセスは、すべてボトムアップです。

ヘルスケアのシステムを根本的に変えることができる革新的なテクノロジーや、ヘルスケアのコストを削減し、患者の生活改善につながるような開発を行うピュア・プレイヤー企業に投資します。デジタルヘルス分野の企業だとしても、テクノロジーの革新における先駆者ではない企業へは投資しません。



出所:UBSアセット・マネジメントからの情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

社会的課題の解決につながるデジタルヘルス株式投資

デジタルヘルスに関連するさまざまな分野でイノベーション(技術革新)が起こりつつあります。 この大きなイノベーションは、わたしたちの未来を大きく変えようとしています。



デジタルヘルス分野での社会的課題解決の例



デジタル技術、リモートでの 医療サービスを提供するバー チャル・ヘルスケア企業に投 質することで、医療コストの MORE: War.



化学シミュレーションソフトを 開発する企業への投資を通じ て、遺伝子解析、製業シミュ のコストの人様な 別域、患者の負担を軽減する 態度研究の改善につなける。



例えば、糖尿病の患者向けに 革新的なモニタリングシステ ムを開発した企業へ投資。精 探病患者の生活の質を向上 古世奇。

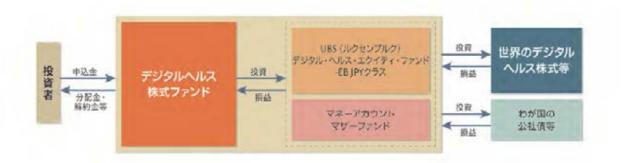
出所:各種情報に基づきT&Dアセットマネジメントが作成

上記はイメージの一部であり、すべてを網羅したものではありません。将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

<ファンドの仕組み>

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

主として円建の外国投資証券であるUBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドーEB JPYク ラスへの投資を通じて、世界のデジタルヘルス企業の株式等に投資します。なお、国内の証券投資信託で あるマネーアカウントマザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券への投資も行い ます。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金の限度額は3,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することがで きます。

UBS グループについて

UBSグループは、スイスを本拠地として、世界約50の国・地域の主要都市にオフィスを配し、約110,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。

UBS アセット・マネジメント・グループについて

UBSアセット・マネジメント・ゲループは、UBSゲループの資産運用 部門として、世界23の国・地域に従業員を擁し、約274兆円の資 産を運用するグローバルな資産運用グループです。

(2024年6月末時点)

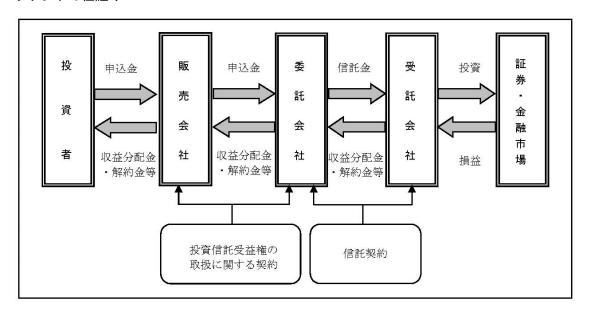


(2)【ファンドの沿革】

2021年4月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

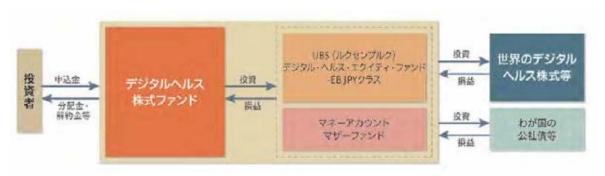
ファンドの仕組み



ファンド・オブ・ファンズについて

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

- ・円建の外国投資証券である「UBS (ルクセンブルク) デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド EB JPY クラス」
- ・親投資信託「マネーアカウントマザーファンド」



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割 (委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。)

a . 委託会社

T&Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託約款の届出
- (2)信託財産の運用指図
- (3)信託財産の計算(毎日の基準価額の計算)
- (4)目論見書および運用報告書の作成等
- b . 受託会社

三井住友信託銀行株式会社

(再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行)

受託会社は、信託約款(信託契約)の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1)信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- c . 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」(別の名称で 同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金(解約) 申込の取扱い
- (3)換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4)目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a . 資本金

2024年10月末日現在 11億円

b . 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立

同年12月26日「証券投資信託法」(当時)に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社(現:大同生命保険株式会社)の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約にかかる業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、

ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT&Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社 T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、

投資助言・代理業、投資運用業の登録

c . 大株主の状況

2024年10月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T&Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2 【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

<投資対象>

ルクセンブルク籍投資法人「CS・インベストメント・ファンズ 2」のサブファンドである「UBS(ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」が発行する外国投資証券「EB JPY クラス」(以下「外国投資証券」あるいは「投資信託証券」ということがあります。)および国内の証券投資信託である「マネーアカウントマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とします。

<投資態度>

主として円建の外国投資証券への投資を通じて、世界のデジタルヘルス企業の株式等に投資します。 デジタルヘルス企業とは、ヘルスケアセクターにおける治療、研究開発(R&D)、効率化等の分野に おいて、デジタル技術を活用した事業を行う企業をいいます。なお、マザーファンド受益証券への 投資も行います。

外国投資証券およびマザーファンド受益証券への投資割合は、各投資対象ファンドの収益性および

流動性ならびにファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2)【投資対象】

主として信託金を、円建の外国投資証券である UBS(ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド - EB JPY クラスおよびマザーファンド受益証券に投資を行います。

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)
 - (1)有価証券
 - (2)金銭債権
 - (3)約束手形
- b.次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1) 為替手形

信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に 掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (1)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- (2) コマーシャル・ペーパー
- (3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (4)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)

投資する投資信託証券の概要

	-	-				The state of the s
7	7		>	k	名	CS・インベストメント・ファンズ 2-UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド-EBJPYクラス 英名:CS Investment Funds 2 -UBS (Lux) Digital Health Equity Fund-Class EB JPY
分					麵	ルクセンブルク籍/外国投資法人/円建
股			定		В	2021年4月16日 ※「CS・インベストメント・ファンズ 2」のサブファンドである「UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドは2017年12月14日に設定済み。
×	用	0 1	* *	方	針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
±	*	投	Ħ	対	*	世界各国(日本を含む)のデジタルヘルス企業の株式等(世界各国の預託証券および株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証書等を含みます。)を主要投資対象とします。
扱		黄	8	ı	灰	(①主として世界各国(日本を含む)のデジタルヘルス企業の株式等(世界各国の預託証券および株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証書等を含みます。)に投資します。デジタルヘルス企業とは、ヘルスケアセクターにおける治療、研究開発(R&D)、効率化等の分野において、デジタル大力を活用した事業を行う企業をしいます。 ②株式等への投資におたっては、デジタルヘルス分野からの収益の割合が50%以上を占める企業の中から、長期的なヘルスケアセクリーの構造変化や個別企業の利益成長性と財務健全性等の分析に基づき、確信度の高い銘柄を厳選します。また、ESG(環境、社会、企業統治)を中心とした企業の長期的な持続可能性も考慮します。 ③株式等の組入比率は高位を維持することを基本とします。 《組入外資建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 「当資金動向や市沢動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
×	>	7	₹	-	2	ありません。
9	Į.	考	持	1	数	MSCIワールドESGリーダーズ指数(ネッド/ターン、円ペース)
±	t	投	黄	ŧI	限	①有価証券(先物等のデルバティブ取引は含みません。)の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ③一発行会社の発行する譲渡可能な証券、金融市場証券の相入れは、原則として10%以下とします。 ④店頭デルバティブ取引におけるカウンターパーティーへのリスクエクスポージャーは、原則として純資産総額の5%以下とします。
换	R	٠	8	1	隈	信託財産の資金管理を円滑に行うため、「営業日の内で「UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」の純資産総額の 10%を超える換金申込があった場合、ファンドは当該換金申込を受付けない権利を有し、換金申込された10%を超える部分の換金を 翌営業日まで延期することができます。
決			¥.		В	毎年5月31日
5)		100	7		91	原則として分配は行いません。
*	用	*	理	報		- 連用管理報酬: 年率0,90% - 保管受託報酬: 年率上限0.10%
ŧ	Ø	他	0	费	用	管理会社費用、管理事務代行費用、登録および名義書換事務代行費用、取引費用、弁護士費用、監査費用等がかかります。
换	金	10	手	敷	料	ありません。
*		1			8	ルクセンブルクの銀行の営業日
쓮		理	98		社	UBSアセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ*1
授	黉	*	用	会	社	UB\$アセット・マネジメント(スイス)エイ・ジー
			₹ 事務			クレディ・スイス・ファンド・サービシズ(ルクセンブルク)エス・エイ
保		*	£		社	UBSヨーロッパ・エス・イー(ルクセンブルク支店)*2
_						

- 概要は2024年9月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

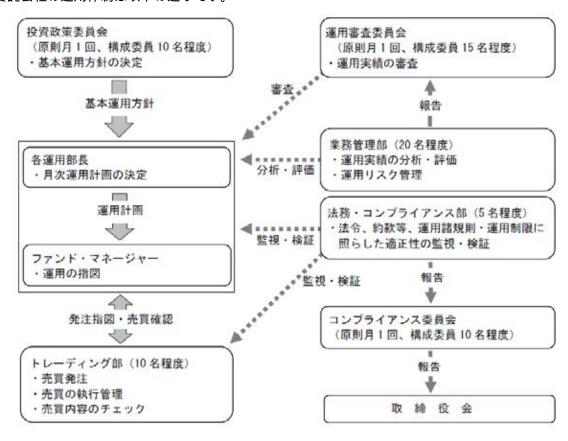
 *1 2024年10月1日付で、クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイから名称が変更されました。

 *2 2024年10月21日付で、クレディ・スイス(ルクセンブルク)エスエイから名称が変更されました。

7	7	3	,	K	名	マネーアカウントマザーファンド
分					育	親投資信託
股		7	E		B	2010年2月26日
運	用	×	本	方	針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
±	4	换	黄	対	象	わが国の国債、公社債および短期金融商品
±	4	换	Ħ	81	限	①株式への投資は行いません。 ②外資建資産への投資は行いません。
決		3	¢		В	6月、12月の各10日(休棄日の場合は翌営業日)
分	ñ	9	7	5	針	分配は行いません。
信	1	ŧ	-	R.	M	ありません。
監	3	E	-	Q.	颜	ファンド監査は行いません。
委	1	ŧ	5	Æ	社	T&Dアセットマネジメント株式会社

(3)【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、 各運用部長の承認を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受取っています。

委託会社の運用体制等は2024年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

原則として4月11日(ただし、該当日が休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監 査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。 売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用(税込)、信託報酬(税込)を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。

組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーで きる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以 内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当(換金に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.換金に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または換金代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、換金代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

(1)基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがいまして、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被 り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が 倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因 となります。

為替変動リスク

実質的な外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、 円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となり ます。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱、取引規制等のために、取引が行えない場合、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、ファンドに大量の資金変動が生じた場合等には機動的に有価証券を売買できない場合があり、これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 はありません。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われる と、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(3)リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

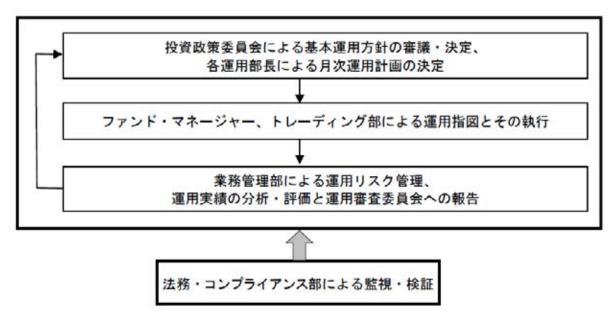
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に 照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じ る体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用 成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて(投資環境および市況 の著しい変化等に対応する場合には随時)運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、 実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次 にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証 を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は2024年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

<ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移>



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較>



(注)ファンドの年間腰落率及び分配金再投資基準価額は、 段引前の分配

金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、

実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率

とは異なる場合があります。

※右のグラフは、2019年11月から2024年10月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスに ついて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2024年10月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※ファンドは2021年4月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2021年4月末以降のデータをもとに表示しております。

○各資産クラスの指数 日本株・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

新興国株・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

日本国債·· NOMURA-BPI国債

先進国債・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

新興国債・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ペース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

O「代表的な資産クラスとの機落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有す るマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ペース)

MSCコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知 的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権 その他の一切の権利はMSCに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市 場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデュ ーシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し 一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCIにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCIは、 本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的として おり、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。こ のインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ペース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている 指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.3%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。 申込手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.188%(税抜1.08%)を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率]

(年率・税抜)

支払先	信託報酬率	対価の内容		
委託会社	0.30%	委託した資金の運用等の対価		
販売会社	0.75%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等の対価		
受託会社	0.03%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の 実行等の対価		

上記の信託報酬の総額は、日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間 の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とする外国投資証券の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年1.0%程度を信託財産中から支弁するものとし、内訳は以下の通りとします。

外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。

・運用管理報酬:年率0.9%

·保管受託報酬:年率上限0.1%

したがいまして、ファンドの実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年2.188% (税抜 2.08%)程度となります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、 受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用(税込)は、信託財産中から支弁します。

ファンドの証券取引に伴う手数料、組入資産の保管等に要する費用等は、信託財産中から支弁します。 組入外国投資証券においても、管理会社費用、管理事務代行費用、登録および名義書換事務代行費用、 取引費用、弁護士費用、監査費用等がかかります。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、

表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

換金時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座 (源泉徴収選択口座)を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率により源泉徴収が行われます(地方税の源泉徴収はありません。)。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本 払戻金(特別分配金)」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が あります。

税金の取扱いについては、2024年10月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率(2)
2.59%	1.18%	1.41%

[※]対象期間は2023年4月12日~2024年4月11日です。

- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	880	96.62
親投資信託受益証券	日本	9	0.96
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	22	2.42
合計 (純資産総額)	-	911	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年10月31日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセン ブルク		UBS (ルクセンブルク)デジタ ル・ヘルス・エクイティ・フ ァンド - EB JPY クラス	11,185.568	79.828.00 892,921,522	,	96.62
2	日本	親投資信託 受益証券	マネーアカウント マザーファンド	8,778,101	0.9985 8,764,934		0.96

- (注)1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。
 - 2 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

口.投資有価証券の種類別比率

(2024年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
投資証券	96.62
親投資信託受益証券	0.96
合計	97.58

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2024年10月末日及び同日前1年以内における各月末及び各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 計算期間 (2022年4月11日現在)	1,650	1,650	0.7613	0.7613
第2期 計算期間 (2023年4月11日現在)	1,275	1,275	0.6481	0.6481
2023年10月末日	989	-	0.5706	-
2023年11月末日	1,126	-	0.6607	-
2023年12月末日	1,223	-	0.7359	-
2024年1月末日	1,209	-	0.7451	-
2024年2月末日	1,269	-	0.8108	-
2024年3月末日	1,160	-	0.7797	-
第3期 計算期間 (2024年4月11日現在)	1,142	1,142	0.7786	0.7786
2024年4月末日	1,056	-	0.7278	-
2024年5月末日	1,035	-	0.7337	-
2024年6月末日	1,033	-	0.7572	-
2024年7月末日	985	-	0.7596	-
2024年8月末日	923	-	0.7243	-
2024年9月末日	907	-	0.7329	-
2024年10月末日	911	-	0.7636	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期 計算期間 (2022年4月11日)	0.0000
第2期 計算期間 (2023年4月11日)	0.0000
第3期 計算期間 (2024年4月11日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期 計算期間 (2021年4月16日 ~ 2022年4月11日)	23.87
第2期 計算期間 (2022年4月12日 ~ 2023年4月11日)	14.87
第3期 計算期間 (2023年4月12日 ~ 2024年4月11日)	20.14
第4期 計算期間中 (2024年4月12日 ~ 2024年10月31日)	1.93

(注)収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。ただし、第4期計算期間中については2024年10月31日の基準価額から前期末基準価額を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額(1万口当たり)を1万円として計算しています。(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間 (2021年4月16日 ~ 2022年4月11日)	2,323,579,166	155,906,532
第2期 計算期間 (2022年4月12日 ~ 2023年4月11日)	141,894,690	341,735,532
第3期 計算期間 (2023年4月12日 ~ 2024年4月11日)	83,496,076	584,563,783
第4期 計算期間中 (2024年4月12日 ~ 2024年10月31日)	3,599,870	277,662,795

⁽注)1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

(参考)マネーアカウントマザーファンドの状況

(1)投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2024年10月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(百万円)	投資比率(%)
国債証券	日本	350	60.12
現金・預金・その他の資産(負債差引後)	日本	232	39.88
合計 (純資産総額)	-	582	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄(全銘柄)

(2024年10月31日現在)

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債 証券	第 1 2 5 4 回 国庫短期証券	216,000,000	99.99 215,980,170		37 11	-	2024.12.9
2	日本	国債証券	第1226回 国庫短期証券	94,000,000	99.91 93,921,502	99.91 93,921,502	16 14	-	2025.4.21
3	日本	国債証券	第1238回 国庫短期証券	40,000,000	99.90 39,961,490		6 87	1	2025.6.20

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

口.投資有価証券の種類別比率

(2024年10月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	60.12
合計	60.12

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

² 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(2024年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移(1万口当たり、税引前)

2024年4月	0円
2023年4月	0円
2022年4月	0円
-	, 11 0
	-
設定来累計	640

主要な資産の状況

●投資比率

UBS(ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドーEB JPYクラス	96.6%
マネーアカウントマザーファンド	1.0%
現金·預金等	2.496
숨감	100.0%

※比率は、表示析数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずし も100とはなりません。

●投資対象ファンド「UBS(ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドーEB JPYクラス」の運用概況 2024年10月末現在(現地基準)

採出ファンドは主としてルクセンブルク籍投資法人「CS・インベストメント・ファンズ 2」のサブファンドである「UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」が発行する 外国投資証券「EB、FYクラス」(以下、「投資対象ファンド」と言うことがあります。)に投資を行います。

投資対象ファンドの運用機況は、UBSアセット・マネジメント(スイス)エイ・ジーより入手した「UBS(ルウセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」のデータをもとに作成しています。また、データの基準日は現地基準です。

くサプテーマ別構成比率>

サブテーマ	組入比率
治療	47.1%
効率化	29.1%
研究·開発(R&D)	23.6%
現金等	0.2%

<組入上位通貨>

通貨	組入比率
米ドル	70.0%
円	7.1%
人民元	6.8%
ユーロ	4.6%
デンマーククローネ	4.2%

<組入 ト位鉱版>

館柄名(館柄数 51)	組入比率
ZAI LAB LTD	4.3%
ZEALAND PHARMA	4.0%
EXACT SCIENCES CORP	3.9%
REDCARE PHARMACY NV	3.9%
NATERA INC	3.8%
VEEVA SYSTEMS INC CLASS A	3.8%
INSPIRE MEDICAL SYSTEMS INC	3.6%
SCHRODINGER INC	3.5%
DOXIMITY INC CLASS A	3.5%
DENALI THERAPEUTICS INC	3.3%

<組入上位国>

3	組入比率
アメリカ	69.9%
日本	7.196
中国	6.8%
デンマーク	4.0%
オランダ	3.9%

※各項目の比率は、「UBS(ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2021年は設定日(4月16日)から12月末まで、2024年は年初から10月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。

購入申込は、申込期間における毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、継続申込期間において、 下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入の申込を受付けないものとします。

申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日

購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

*これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額(発行価格)は、購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。購入価額に申 込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日は販売 会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や むを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取 消すことがあります。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述「1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時30分までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により、受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部 解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行 うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記 録が行われます。

換金価額(解約価額)は、換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他や むを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取 消すことができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に 行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該 受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が申込不可 日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。)に、換金 申込を受付けたものとして の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。 ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを 得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。 ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託 :原則としてファンドの基準価額計算日に知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド:原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等: a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - c. 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価をすることができます。 基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合せいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T&Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

インターネットホームページ https://www.tdasset.co.jp/

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、2026年4月13日までですが、後述「(5)その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年4月12日から翌年4月11日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- a . ファンドの繰上償還
 - (1)委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認め たとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解

- 約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (2)委託者は、投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合は、この信託契約を解約 し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監 督官庁に届出ます。
- (3)委託会社は、(1)の事項について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (4)(3)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が 属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じ て、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使し ないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (5)(3)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (6)(3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託 契約を解約し信託を終了させます。
- c.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d.受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。) を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督 官庁に届出ます。なお、この信託約款は に定める以外の方法によって変更することができないも のとします。
- b.委託会社は、aの事項(aの変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に 限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を 除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。こ

の場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、 書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- c.bの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.bの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f.bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g.aからfの規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、 当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前 までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ (https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用にかかる報告等開示方法

決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報 告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、 均等にファンドの受益権を保有します。

(1)収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払を開始します。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資 されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、 販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その 支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、 前述「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第3期計算期間(2023年4月12日から2024年4月11日まで)の財務諸表について、金融商 品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

巨丫新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているデジタルヘルス株式ファンドの2023年4月12日から2024年4月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルヘルス株式ファンドの2024年4月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査 人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に 含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、 その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、 監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

デジタルヘルス株式ファンド

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第2期 (2023年4月11日現在)	第3期 (2024年4月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	34,406,397	37,637,315
投資証券	1,234,810,448	1,106,375,527
親投資信託受益証券	14,891,161	11,384,409
未収利息	-	52
流動資産合計	1,284,108,006	1,155,397,303
資産合計	1,284,108,006	1,155,397,303
負債の部		
流動負債		
未払解約金	637,262	6,480,778
未払受託者報酬	224,985	189,900
未払委託者報酬	7,874,425	6,646,477
未払利息	47	-
その他未払費用	104,927	88,558
流動負債合計	8,841,646	13,405,713
負債合計	8,841,646	13,405,713
純資産の部		
元本等		
元本	1,967,831,792	1,466,764,085
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	692,565,432	324,772,495
元本等合計	1,275,266,360	1,141,991,590
純資産合計	1,275,266,360	1,141,991,590
負債純資産合計	1,284,108,006	1,155,397,303

(単位:円)

		(羊瓜:口)
	第2期 (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日)	第3期 (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)
営業収益		
受取利息	173	978
有価証券売買等損益	220,208,772	247,056,748
二 営業収益合計	220,208,599	247,057,726
営業費用		
支払利息	17,739	17,449
受託者報酬	469,254	413,606
委託者報酬	16,423,826	14,476,166
その他費用	218,863	192,896
営業費用合計	17,129,682	15,100,117
営業利益	237,338,281	231,957,609
経常利益	237,338,281	231,957,609
当期純利益	237,338,281	231,957,609
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	23,688,025	45,418,672
期首剰余金又は期首欠損金()	517,410,359	692,565,432
剰余金増加額又は欠損金減少額	82,705,912	204,605,122
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	82,705,912	204,605,122
剰余金減少額又は欠損金増加額	44,210,729	23,351,122
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	44,210,729	23,351,122
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	692,565,432	324,772,495

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第2期 (2023年4月11日現在)	第3期 (2024年4月11日現在)	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1 計算期間の末日における受益権の総数	
1,967,831,792□	1,466,764,085□	
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定す る額	
元本の欠損 692,565,432円	元本の欠損 324,772,495円	
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額 0.6481円 (1万口当たり純資産額 6,481円)	1口当たり純資産額 0.7786円 (1万口当たり純資産額 7,786円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	期	第2期 (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日)	第3期 (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)
分配金の計算過程		計算期間末における分配対象収益は0円(1万口当たり0円)であるため、当期の分配は見送りとさせていただきます。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	第2期 (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日) 当ファンドは、投資信託及び投資法	第3期 (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日) 同左
	人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	1-3 cT
2 金融商品の内容及び当該金融商品 に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 となります。有価証券の詳細について は、(その他の注記)2 有価証券関係 に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価 格変動リスク、金利変動リスク、為替 変動リスク、加ントリーリスク、信用 リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社において、運用で運用の関連のでは、運用で運用ができまた、運用がで運用ができまた、では、のからのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
4 金融商品の時価等に関する事項に ついての補足説明	金融商品の時価の算定においては一 定の前提条件等を採用しているため、 異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第2期 (2023年4月11日現在)	第3期 (2024年4月11日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則 として時価評価されるため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありませ ん。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算 定方法	投資証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第2期	第3期
(自 2022年4月12日	(自 2023年4月12日
至 2023年4月11日)	至 2024年4月11日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

項	期別	第2期 (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日)	第3期 (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)
	期首元本額	2,167,672,634 円	1,967,831,792 円
	期中追加設定元本額	141,894,690 円	83,496,076 円
	期中一部解約元本額	341,735,532 円	584,563,783 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第2期(自 2022年4月12日 至 2023年4月11日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資証券	205,948,844	円
親投資信託受益証券	8,944	円
合計	205,957,788	円

第3期(自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	
投資証券	201,641,749	円
親投資信託受益証券	5,702	円
合計	201,636,047	円

3 デリバティブ取引関係

第2期(自 2022年4月12日 至 2023年4月11日)

該当事項はありません。

第3期(自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

(2024年4月11日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
	クレディ・スイス (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド - EB JPY クラス	13,859.492	1,106,375,527	
合計		13,859.492	1,106,375,527	

(注)投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(2024年4月11日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	マネーアカウント マザーファンド	11,401,512	11,384,409	
合計		11,401,512	11,384,409	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考) クレディ・スイス (ルクセンブルク) デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の記載は、管理会社である「クレディ・スイス・ファンド・マネジメント・エスエイ」の提供データをもとに 作成しております。当社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

		(2024年2月29日現在)
銘柄名	業種	保有比率(%)
<u>0</u> *1-0*7·9λテムス*	Health Care	4.1
レ9ト*ケ ア・ ファ−マシ−	Consumer Staples	4.0
ÿ <u>ı</u> 5⟩·77-₹	Health Care	3.9
177	Health Care	3.9
10X Genomics Inc	Health Care	3.7
TransMedics Group Inc	Health Care	3.5
ショックウェーフ*・メテ*ィカル	Health Care	3.5
インスパ [®] イア・メテ [®] ィカル・システムス [®]	Health Care	3.4
Twist Bioscience Corp	Health Care	3.4
Krystal Biotech Inc	Health Care	3.4
Zai Lab Ltd	Health Care	3.2
アイリス * ム・テクノロシ * ース *	Health Care	3.2
Schrodinger Inc/United States	Health Care	3.1
イケ*サ*クト・サイエンシス*	Health Care	3.0
CRISPRセラヒ° 1-ディクス	Health Care	2.9
メドレー	Health Care	2.9
エホ*レント・ヘルス	Health Care	2.9
Phreesia Inc	Health Care	2.7
፣	Health Care	2.5
アローヘット*・ファーマシューティカルス*	Health Care	2.4
アライン・テクノロシ*ー	Health Care	2.2
Doximity Inc	Health Care	2.1
7hu+17	Health Care	2.0
Inari Medical Inc	Health Care	2.0
カ*ータ*ントヘルス	Health Care	2.0
京東健康[JDヘルス・インターナショナル]	Consumer Staples	1.9
アイオハンス・ハ・イオセラヒ。ユーティクス	Health Care	1.8
Denali Therapeutics Inc	Health Care	1.8
J MD C	Health Care	1.5
Recursion Pharmaceuticals Inc	Health Care	1.5
AbCellera Biologics Inc	Health Care	1.5
Zymeworks Inc	Health Care	1.5
UroGen Pharma Ltd	Health Care	1.4
サールトリウス	Health Care	1.2
エムスリー	Health Care	1.1
インシュレット	Health Care	0.9
モデ*ルナ	Health Care	0.9
		0.7
ノホ*キュア テラト* サク・ヘルス	Health Care	
	Health Care	0.6
Sophia Genetics SA	Health Care	0.6
小き	Health Care	
Arvinas Inc	Health Care	0.5
オルニセル	Health Care	0.5
インテュイティブ*サーシ*カル	Health Care	0.5
Kymera Therapeutics Inc	Health Care	0.5
Iテ*イタス・メテ*イシン	Health Care	0.5
Nano-X Imaging Ltd	Health Care	0.5
₹7°□	Health Care	0.3
<i>1</i> 7° ₹ (₹ (1 % × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	Health Care	0.3
プ リピ ア・ヘルス・ケーループ	Health Care	0.3
サレブ°タ・セラヒ° 1ーティックス	Health Care	0.2
セレクティス	Health Care	0.2
ハ゛イオカルティス・ケ゛ルーフ゜	Health Care	0.1
AlphaVax Inc	-	0.0
ALPHAVAX PREF D	-	0.0

保有比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1)貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(2023年4月11日現在)	(2024年4月11日現在)
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	332,321,982	80,323,298
国債証券	-	144,982,947
未収利息	-	112
流動資産合計	332,321,982	225,306,357
資産合計	332,321,982	225,306,357
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	8,000,000
未払利息	455	-
流動負債合計	455	8,000,000
負債合計	455	8,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	332,644,356	217,637,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	322,829	330,725
元本等合計	332,321,527	217,306,357
純資産合計	332,321,527	217,306,357
負債純資産合計	332,321,982	225,306,357

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

運用資産の評価基準及び評価方法

国債証券

原則として時価で評価しております。

時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。

日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)値段

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 (ただし、売気配相場は使用しない)

価額情報会社の提供する価額

なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等(償還日の前年応答日が到来したものを含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2023年4月11日現在)		(2024年4月11	日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数		1 計算期間の末日における受益	権の総数
332,644,356□			217,637,082 🗆
2 投資信託財産計算規則第55条の69 る額	第1項第10号に規定す	2 投資信託財産計算規則第55系 る額	条の6第1項第10号に規定す
元本の欠損	322,829円	元本の欠損	330,725円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3 計算期間の末日における1単位	位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.9990円 9,990円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.9985円 9,985円)

(その他の注記)

1 元本の移動

1 九年の役割			T	
対象年月日 項 目	(2023年4月11日現在)	(2024年4月11日現在)
期首元本額	727,089,780	円	332,644,356	円
期中追加設定元本額	1,436,839,544	円	2,302,123,446	円
期中一部解約元本額	1,831,284,968	円	2,417,130,720	円
期末元本額	332,644,356	円	217,637,082	円
元本の内訳 *				
デジタルヘルス株式ファンド	14,906,068	円	11,401,512	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ8 (インド・ダブルブル8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (インド・ダブルベア 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (中国・ダブルブル 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (中国・ダブルベア 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (ナスダック100・ダブルブル 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (ナスダック100・ダブルベア 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (金・ダブルブル 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (金・ダブルベア 8)	20,005	円	-	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 8 (マネープールファンド 8)	276,565,227	円	-	円
」プレミアム・インカムファンド (年 1 回決算型)	27,771,792	円	27,771,792	円
Jプレミアム・インカムファンド (年 4 回決算型)	13,241,229	円	39,954,185	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルブル 9)	-	円	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルベア 9)	-	円	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (中国・ダブルブル 9)	-	円	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (中国・ダブルベア 9)	-	円	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック100・ダブルブル9)	-	円	20,025	円
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ9 (ナスダック100・ダブルベア9)	-	円	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルブル 9)	-	円	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルベア 9)	-	円	20,025	円
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (マネープールファンド 9)	-	円	138,349,393	円
合計	332,644,356	円	217,637,082	円

- 2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等
- (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日) 該当事項はありません。

(自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	144,982,947 円	0 円
合計	144,982,947 円	0 円

- 3 デリバティブ取引関係
- (自 2022年4月12日 至 2023年4月11日) 該当事項はありません。
- (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日) 該当事項はありません。
- (3)附属明細表

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

(2024年4月11日現在)

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額(円)	備考
国債証券	第1207回国庫短期証券	145,000,000	144,982,947	
合計		145,000,000	144,982,947	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- 1.当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第284条および第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドは、第4期中間計算期間(2024年4月12日から2024年10月11日まで)の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月16日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているデジタルヘルス株式ファンドの2024年4月12日から2024年10月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、デジタルヘルス株式ファンドの2024年10月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年4月12日から2024年10月11日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を 実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して 有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T&Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

		(単位:円)
	第3期 (2024年4月11日現在)	第4期中間計算期間 (2024年10月11日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	37,637,315	35,497,265
投資証券	1,106,375,527	866,030,159
親投資信託受益証券	11,384,409	8,771,078
未収利息	52	197
流動資産合計	1,155,397,303	910,298,699
資産合計	1,155,397,303	910,298,699
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,480,778	2,640,860
未払受託者報酬	189,900	164,791
未払委託者報酬	6,646,477	5,767,720
その他未払費用	88,558	76,842
流動負債合計	13,405,713	8,650,213
負債合計	13,405,713	8,650,213
純資産の部		
元本等		
元本	1,466,764,085	1,228,558,797
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	324,772,495	326,910,311
元本等合計	1,141,991,590	901,648,486
純資産合計	1,141,991,590	901,648,486
負債純資産合計	1,155,397,303	910,298,699

(単位:円)

		(丰區:13)
	第3期中間計算期間 (自 2023年4月12日 至 2023年10月11日)	第4期中間計算期間 (自 2024年4月12日 至 2024年10月11日)
営業収益		
受取利息	-	15,538
有価証券売買等損益	13,245,619	56,139,044
	13,245,619	56,123,506
営業費用		
支払利息	10,761	-
受託者報酬	223,706	164,791
委託者報酬	7,829,689	5,767,720
その他費用	104,338	76,842
営業費用合計	8,168,494	6,009,353
営業利益	5,077,125	62,132,859
経常利益	5,077,125	62,132,859
中間純利益	5,077,125	62,132,859
	22,195,807	7,393,281
期首剰余金又は期首欠損金()	692,565,432	324,772,495
剰余金増加額又は欠損金減少額	88,380,219	53,524,357
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	88,380,219	53,524,357
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,409,039	922,595
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	10,409,039	922,595
分配金	-	-
ー 中間剰余金又は中間欠損金 ()	631,712,934	326,910,311
	•	

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(追加情報)

第4期中間計算期間 (自 2024年4月12日 至 2024年10月11日)

委託会社は、当ファンドの主要投資対象である円建て外国投資信託証券の名称を、「クレディ・スイス (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド - EB JPY クラス」から、「UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド - EB JPY クラス」とする旨の信託約款の変更を行い、2024年9月17日より適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	第3期 (2024年4月11日現在)			-1	間計算期間 月11日現在)	
-	計算期間の末日における受益権の	総数	1	中間計算期間の末日におけ	る受益権の総数	
	1,46	66,764,085□			1,228,558,797□	
2	2 投資信託財産計算規則第55条の6 る額	第1項第10号に規定す	2	投資信託財産計算規則第5 る額	5条の6第1項第10号に対	見定す
	元本の欠損 32	24,772,495円		元本の欠損	326,910,311円	
3	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		3	中間計算期間の末日にお 額	ける1単位当たりの純資	資産の
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.7786円 7,786円)		1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.7339円 7,339円	_

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第3期 (2024年4月11日現在)	第4期中間計算期間 (2024年10月11日現在)
1 中間貸借対照表(又は貸借対照表) 計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則 として時価評価されるため、貸借対照 表計上額と時価との差額はありませ ん。	証券投資信託では、金融商品は原則 として時価評価されるため、中間貸借 対照表計上額と時価との差額はあり ません。
2 中間貸借対照表(又は貸借対照表) の科目ごとの時価の算定方法	投資証券、親投資信託受益証券については、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場合、 当該価額が異なることもあります。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

期 別項 目		期 別 第3期 (自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)		第4期中間計算期間 (自 2024年4月12日 至 2024年10月11日)		
	期首元本額		1,967,831,792 円	1,466,764,085 円		
	期中追加設定元本額		83,496,076 円	3,481,301 円		
	期中一部解約元本額		584,563,783 円	241,686,589 円		

2 デリバティブ取引関係

第3期(自 2023年4月12日 至 2024年4月11日)

該当事項はありません。

第4期中間計算期間(自 2024年4月12日 至 2024年10月11日)

該当事項はありません。

(参考) UBS (ルクセンブルク) デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

以下の記載は、管理会社である「UBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ」の提供データをもとに 作成しております。当社は、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。

銘柄名	業種	(2024年8月30日現在) 保有比率(%)
Zai Lab Ltd	無性 Health Care	
		4.4
9° 1-9° 7 - >\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	Health Care	4.0
シェラン・ファーマ	Health Care	4.0
TransMedics Group Inc	Health Care	3.9
レット・ケア・ファーマシー	Consumer Staples	3.9
† 7 7	Health Care	3.8
Schrodinger Inc/United States	Health Care	3.7
イク*サ*クト・サイエンシス*	Health Care	3.6
インスパ゜イア・メテ゜ィカル・システムス゛	Health Care	3.6
10X Genomics Inc	Health Care	3.4
Phreesia Inc	Health Care	3.3
エホ"レント・ヘルス	Health Care	3.2
Krystal Biotech Inc	Health Care	3.2
Denali Therapeutics Inc	Health Care	3.0
Doximity Inc	Health Care	2.9
Twist Bioscience Corp	Health Care	2.8
JMDC	Health Care	2.8
メドレー	Health Care	2.8
アローヘットペ・ファーマシューティカルスペ	Health Care	2.5
Inari Medical Inc	Health Care	2.4
₹^ ク スコム	Health Care	2.4
アライン・テクノロシ゜ー	Health Care	2.2
CRISPRセラピューティクス	Health Care	2.1
アトリキュア	Health Care	2.0
京東健康[JDヘルス・インターナショナル]	Consumer Staples	2.0
アイリス * ム・テクノロシ * ース *	Health Care	1.8
カ*ータ*ントヘルス	Health Care	1.8
アイオパ゛ンス・パ゛イオセラヒ゜ューティクス	Health Care	1.6
UroGen Pharma Ltd	Health Care	1.6
Zymeworks Inc	Health Care	1.6
サールトリウス	Health Care	1.6
J****1P	Health Care	1.1
Recursion Pharmaceuticals Inc	Health Care	1.1
プ° リヒ*ア・ヘルス・ク*ループ°	Health Care	1.0
AbCellera Biologics Inc	Health Care	1.0
インシュレット	Health Care	0.9
Kymera Therapeutics Inc	Health Care	0.8
Sophia Genetics SA	Health Care	0.7
イルミナ	Health Care	0.7
E7°N†	Health Care	0.7
エムスリー	Health Care	0.6
インテュイティフ*サーシ*カル	Health Care	0.6
サレフ°タ・セラヒ° 1ーディックス	Health Care	0.4
₹7°□	Health Care	0.4
Arvinas Inc	Health Care	0.4
Nano-X Imaging Ltd	Health Care	0.4
セレクティス	Health Care	0.3
17° (97. ×7° (9)	Health Care	0.2
17° ₹₁₹₹₹\$* Rx	Health Care	0.2
77 71 17 NX 77 F7 70 - NA	Health Care	0.2
アント ラン・ハルス 川* イオカルティス・ケ* ルーフ*	Health Care	0.1
AlphaVax Inc	nealth Care	
The state of the s	7.0	0.0
ALPHAVAX PREF D 保有比率け、純資産総額に対する名名統の制		0.0

保有比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価額の比率です。

(参考)マネーアカウントマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「マネーアカウントマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1)貸借対照表

(単位:円)

対象年月日	(2024年4月11日現在)	(2024年10月11日現在)
科目	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,323,298	620,022,114
国債証券	144,982,947	462,845,126
未収利息	112	3,452
流動資産合計	225,306,357	1,082,870,692
資産合計	225,306,357	1,082,870,692
負債の部		
流動負債		
未払金	-	310,976,986
未払解約金	8,000,000	-
流動負債合計	8,000,000	310,976,986
負債合計	8,000,000	310,976,986
純資産の部		
元本等		
元本	217,637,082	772,509,846
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	330,725	616,140
元本等合計	217,306,357	771,893,706
純資産合計	217,306,357	771,893,706
負債純資産合計	225,306,357	1,082,870,692

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその 終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)、金融商品取引所に上 場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価し ております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用し ない) 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等(償還日の前年応答日が到来したものを含む。)で価格変動性が限定的であり、償却原 価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会 社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

(2024年4月11日現在)		(2024年10月11日現在)			
1 計算期間の末日における受益権の総数			1 計算期間の末日における受益権の総数		
217,637,08			772,5	509,846□	
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額			資信託財産計算規 [則第55条の6第1]	項第10号に規定す
元本の欠損 330,72	5円		元本の欠損	(616,140円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額			期間の末日にお	ける1単位当たり	の純資産の額
	9985円 ,985円)	(1	1口当たり純資 万口当たり純資		0.9992円 9,992円)

(その他の注記)

1 元本の移動

対象年月日 項 目	(2024年4月11日現在)	(2024年10月11日現在))
期首元本額	332,644,356 円	217,637,082 円	
期中追加設定元本額	2,302,123,446 円	2,301,737,921 円	
期中一部解約元本額	2,417,130,720 円	1,746,865,157 円	
期末元本額	217,637,082 円	772,509,846 円	
元本の内訳 *			
デジタルヘルス株式ファンド	11,401,512 円	8,778,101 円	
J プレミアム・インカムファンド(年 1 回決算型)	27,771,792 円	27,771,792 円	
J プレミアム・インカムファンド(年 4 回決算型)	39,954,185 円	17,939,969 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルブル 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (インド・ダブルベア 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (中国・ダブルブル 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (中国・ダブルベア 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (ナスダック100・ダブルブル 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (ナスダック100・ダブルベア 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルブル 9)	20,025 円	20,025 円	
T & D ダブルブル・ベア・シリーズ 9 (金・ダブルベア 9)	20,025 円	20,025 円	
T&Dダブルブル・ベア・シリーズ 9 (マネープールファンド 9)	138,349,393 円	717,859,784 円	
合計	217,637,082 円	772,509,846 円	

^{*} 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 デリバティブ取引関係

(自 2023年4月12日 至 2024年4月11日) 該当事項はありません。

(自 2024年4月12日 至 2024年10月11日) 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年10月31日現在)

資産総額	923,829,509	円
負債総額	13,059,254	円
純資産総額(-)	910,770,255	円
発行済数量	1,192,701,160	П
1 単位当たり純資産額(/)	0.7636	円

(参考)マネーアカウントマザーファンド

資産総額	581,942,391	円
負債総額	-	田
純資産総額(-)	581,942,391	円
発行済数量	582,357,724	
1単位当たり純資産額(/)	0.9993	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

- 1.名義書換についての手続、取扱場所等ありません。
- 2. 受益者に対する特典
 ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異な る場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、 振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年10月末日現在の資本金の額 11億円

会社が発行する株式の総数 2,294,100株 発行済株式総数 1,082,500株

過去5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

(2)会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議 は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a . 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会(原則月1回開催)において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、 各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b . 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売 買が執行されます。

- c . 運用のチェック等
 - ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会 にて報告・審議が行われます。
 - ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守の チェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2024年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行ってい ます。

委託会社の運用する証券投資信託は2024年10月末日現在、277本であり、その純資産総額の合計は 1,121,479百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	129本	580,814百万円
単位型株式投資信託	97本	378,554百万円
単位型公社債投資信託	51本	162,111百万円
合計	277本	1,121,479百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第45期中間会計期間(2024年4月1日から2024年9 月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月4日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表 及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。 財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査 報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年 3 月31日現在)		当事第 (2024年 3 月	美年度 月31日現在)
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 現金・預金			5,087,551		5,243,788
2.前払費用			75,321		84,385
3 . 未収入金			76,043		11
4 . 未収委託者報酬			691,691		786,210
5 . 未収運用受託報酬			354,878		372,799
6 . その他			24,468		28,389
流動資産計			6,309,954		6,515,585
固定資産					
1 . 有形固定資産			65,997		80,377
(1)建物	1	61,571		58,177	
(2)器具備品	1	4,335		22,132	
(3)その他	1	89		67	
2 . 無形固定資産			66,210		59,615
(1)電話加入権		2,862		2,862	
(2)ソフトウェア		59,829		51,914	
(3)ソフトウェア仮勘定		3,518		4,837	
3.投資その他の資産			471,050		377,814
(1)投資有価証券		161,600		73,082	
(2)長期差入保証金		90,675		94,383	
(3)繰延税金資産		205,341		201,452	
(4)長期前払費用		13,432		8,896	
固定資産計			603,258		517,807
資産合計			6,913,213		7,033,392

		前事業年度 (2023年 3 月31日現在)		当事業 (2024年 3 月	
	注記	内訳	金額	内訳	金額
区分	番号	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(負債の部)					
流動負債					
1.預り金			526		8,230
2 . 未払金			271,941		313,073
(1)未払収益分配金		2,477		2,477	
(2)未払償還金		2		2	
(3)未払手数料		219,122		253,964	
(4)その他未払金		50,339		56,629	
3 . 未払費用			399,233		383,553
4 . 未払法人税等			10,104		37,418
5 . 未払消費税等			34,659		47,112
6 . 賞与引当金			198,672		217,291
7.役員賞与引当金			6,500		9,000
流動負債計			921,637		1,015,679
固定負債					
1.退職給付引当金			459,728		458,579
2.役員退職慰労引当金			23,380		9,625
固定負債計			483,109		468,204
負債合計			1,404,746		1,483,883
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金			277,667		277,667
(1)資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			4,128,773		4,160,606
(1)利益準備金		175,000		175,000	
(2)その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		815,983		847,816	
株主資本計			5,506,441		5,538,274
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価 差額金			2,025		11,234
評価・換算差額等計			2,025		11,234
—————————————————————————————————————			5,508,466		5,549,509
 負債・純資産合計			6,913,213		7,033,392

(2)【損益計算書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1.委託者報酬			3,589,974		3,815,873
2 . 運用受託報酬			1,352,459		1,371,210
3.投資助言報酬			10,000		10,000
4 . その他営業収益			26,574		30,018
営業収益計			4,979,008		5,227,102
営業費用					
1.支払手数料			1,214,944		1,314,653
2 . 広告宣伝費			380		449
3.調査費			1,531,036		1,462,653
(1)調査費		81,751		78,433	
(2)委託調査費		1,022,173		938,128	
(3)情報機器関連費		426,284		445,204	
(4)図書費		827	194,939	887	202,225
4.委託計算費 5.営業雑経費			94,488		202,225 87,513
1 · 日耒េ在員 (1)通信費		8,024	94,400	8,752	01,515
(2)印刷費		76,071		68,725	
(3)協会費		5,634		5,403	
(4)諸会費		4,758		4,632	
営業費用計		,	3,035,789	,	3,067,495
一般管理費			, ,		, ,
1 . 給料			1,187,234		1,182,195
(1)役員報酬		49,917		49,713	
(2)給料・手当		1,067,224		1,064,091	
(3)賞与		70,092		68,391	
2 . 法定福利費			194,915		202,434
3.退職金			3,999		3,089
4.福利厚生費			4,828		3,982
5 . 交際費			529		671
6 . 寄付金			79		21
7.旅費交通費			4,732		4,865
8.事務委託費			110,489 78,199		108,634
9.租税公課			156,478		75,603 156,478
10.不動産賃借料 11.退職給付費用			54,858		55,316
12.役員退職慰労引当金繰入			3,282		2,800
13. 賞与引当金繰入			198,672		217,291
14.役員賞与引当金繰入			6,500		9,000
15.固定資産減価償却費			29,715		34,022
16.諸経費			47,236		48,013
一般管理費計			2,081,750		2,104,422
営業利益又は営業損失()			138,531		55,185

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1 . 受取配当金			953		952
2 . 受取利息			34		31
3 . 為替差益			3,804		-
4.助成金収入			500		500
5 . 受取補償金			12,514		-
6.雑収入			2,537		590
営業外収益計			20,343		2,074
営業外費用					
1.為替差損			-		9,366
2. 支払補償金			12,514		-
3.損失補填金			1,870		-
4.雑損失			676		171
営業外費用計			15,061		9,537
経常利益又は経常損失()			133,248		47,722
特別利益					
1 . 投資有価証券売却益			337		12,192
特別利益計			337		12,192
特別損失					
1.固定資産除却損	1		50		251
2 . 投資有価証券評価損			15,870		-
3 . 投資有価証券売却損			184,477		2,551
特別損失計			200,397		2,802
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			333,309		57,112
法人税、住民税及び事業税			73,742		25,455
法人税等調整額			8,130		175
当期純利益又は 当期純損失()			251,436		31,832

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

			株	主	Ē	資	本	
		資本剰余金		利 益		剰 余	金	
	資本金	資本	資本 剰余金 合計 準備金	到共	その他和	刊益剰余金	利益	株主資本
	- 11	準備金		別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,067,880	6,380,670	7,758,338
当期変動額								
剰余金の配当						2,000,460	2,000,460	2,000,460
当期純利益又は 当期純損失()						251,436	251,436	251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,251,896	2,251,896	2,251,896
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441

	評価・接	· 純資産 合 計	
	その他有価証券 評価・換算 評価差額金 差額等合計		
当期首残高	45,578	45,578	7,712,759
当期変動額			
剰余金の配当			2,000,460
当期純利益又は当期純損失 ()			251,436
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	47,604	47,604	47,604
当期变動額合計	47,604	47,604	2,204,292
当期末残高	2,025	2,025	5,508,466

(単位:千円)

						•	,	
株		主	資		本			
	資本剰余金		利 益 乗		剰 余	金		
資木全	本金資本準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益	株主資本	
兴 平亚				別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	815,983	4,128,773	5,506,441	
					31,832	31,832	31,832	
-	-	-	-	-	31,832	31,832	31,832	
1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274	
	-	資本金 資本 準備金 1,100,000 277,667	資本金 資本 剩余金 資本 剩余金合計 1,100,000 277,667 277,667 - - -	資本金 資本 剩余金 利益 準備金 1,100,000 277,667 277,667 175,000 - - - -	資本金 利益 資本 準備金 資本 剰余金 合計 利益 準備金 1,100,000 277,667 277,667 175,000 3,137,790	資本金 利益 利益	株 主 資本 本 資本企業権金 資本 資本 準備金 準備金 準備金 担余金 名の他利益剰余金 利益 別途 操越利益 利余金合計 1,100,000 277,667 277,667 175,000 3,137,790 815,983 4,128,773 - <td r<="" td=""></td>	

	評価・接	純資産		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	合計	
当期首残高	2,025	2,025	5,508,466	
当期变動額				
当期純利益又は当期純損失 ()			31,832	
株主資本 以外の項目の 当期変動額 (純額)	9,209	9,209	9,209	
当期变動額合計	9,209	9,209	41,042	
当期末残高	11,234	11,234	5,549,509	

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物3~50年器具備品2~15年その他8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

3 . 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、期末要支 給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス 目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した 時点で収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。 運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマーク

またはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年3月31日) 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 82,734千円	
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,010千円 器具備品 175,839千円 その他 807千円		

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度	
(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日	
至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)	
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。	
器具備品 0千円	器具備品 9千円	
ソフトウェア 50千円	ソフトウェア 241千円	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2022年6月10日開催の第42期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1)配当金の総額2,000,460千円2)配当の原資利益剰余金3)1株当たり配当額1,848.00円4)基準日2022年3月31日5)効力発生日2022年6月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微です。

投資有価証券は、主に非上場株式及び投資信託です。非上場株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、 定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を 目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク(資金繰りリスク、信用リスク、価格変動リスク)の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(2023年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	131,400	131,400	-
資産計	131,400	131,400	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,087,551	-	-
未収委託者報酬	691,691	-	-
未収運用受託報酬	354,878	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	10,869	16,380	104,150
合計	6,144,992	16,380	104,150

当事業年度(2024年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	42,882	42,882	-
資産計	42,882	42,882	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月31 日)第 5 項に従い、(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,243,788	•	•
未収委託者報酬	786,210	-	-
未収運用受託報酬	372,799	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	30,063	12,819	-
合計	6,432,861	12,819	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の 算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に 係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
投資有価証券					
その他有価証券	-	131,400	-	131,400	
資産計	-	131,400	-	131,400	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

当事業年度(2024年3月31日)

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価				
	レベル1 レベル2 レベル3 合計				
投資有価証券					
その他有価証券	-	42,882	-	42,882	
資産計	-	42,882	-	42,882	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は318,858千円であり、売却益の合計額は337千円、売却損の合計額は184,477千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)その他	107,336	102,994	4,342
	小計	107,336	102,994	4,342
貸借対照表計上額が	(1)その他	24,063	25,487	1,423
取得原価を超えないもの	小計	24,063	25,487	1,423
合計		131,400	128,481	2,919

^(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について15,870千円(その他有価証券15,870千円)減損処理を行っております。

当事業年度(2024年3月31日)

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度の売却額は130,345千円であり、売却益の合計額は12,192千円、売却損の合計額は2,551千円です。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:千円)

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	(1)その他	37,430	20,089	17,340
	小計	37,430	20,089	17,340
貸借対照表計上額が	(1)その他	5,451	6,599	1,147
取得原価を超えないもの	小計	5,451	6,599	1,147
合計		42,882	26,689	16,193

^(*) 当事業年度において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2.減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1.委託者報酬 2.運用受託報酬 3.投資助言報酬 4.その他営業収益	3,589,974 1,352,459 10,000 26,574	1,371,210 10,000
合計	4,979,008	5,227,102

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高467,064千円退職給付費用40,539千円退職給付の支払額47,875千円退職給付引当金の期末残高459,728千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u> 459,728千円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 459,728千円

退職給付引当金459,728千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額459,728千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

45,387千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,470千円

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高459,728千円退職給付費用42,636千円退職給付の支払額43,785千円退職給付引当金の期末残高458,579千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務458,579千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額458,579千円

退職給付引当金458,579千円貸借対照表に計上された負債と資産の純額458,579千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

46,017千円

(注)退職給付費用には株式会社 T & Dホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3.確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額

9,299千円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>前事業年度</u> <u>(202</u> 3年 3 月31日)	<u>当事業年度</u> (2024年 3 月31日)
	 (単位:千円)	(単位:千円)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金(注1)	17,751	14,253
賞与引当金	60,833	66,534
未払社会保険料	9,919	11,064
未払事業税	2,392	4,994
退職給付引当金	147,927	143,364
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	15,061	15,061
その他	23,270	24,800
小計	277,157	280,072
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	12,451	14,201
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,469	59,459
評価性引当額小計	70,921	73,661
繰延税金資産計	206,235	206,411
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	893	4,958
繰延税金負債計	893	4,958
繰延税金資産の純額	205,341	201,452

(注1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	17,751	17,751
評価性引当額	-	-	12,451	12,451
繰延税金資産	-	-	5,300	5,300

- (*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (*)税務上の繰越欠損金17,751千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産5,300千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	-	-	14,253	14,253
評価性引当額	-	-	14,201	14,201
繰延税金資産	-	-	52	52

- (*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。
- (*)税務上の繰越欠損金14,254千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産52千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。
- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2023年3月31日)

当事業年度(2024年3月31日)

税引前当期純損失を計上しているため注記を 省略しております。

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8 %
住民税均等割	4.0 %
評価性引当額の増減	4.7 %
所得税額控除	1.4 %
その他	0.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2 %

3.グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	588,525

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの 有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	630,330

(関連当事者との取引)

1.関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業		関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	㈱T&D ホ ー ル ディ ン グス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 受領予定額 (*)	76,032	未収 入金	76,032

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*) グループ通算制度に係る、親会社から授受する通算税効果額です。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名		資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内 容又は職 業		関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホ ー ル ディン グス	東京都中央区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理	グループ通算 制度に伴う 支払予定額 (*)	124	未払金	124

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)グループ通算制度による法人税額のうち当社の通算税効果額であり、親会社への支払予定額であります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命保険業	,	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	556,407	未収 運用受 託報酬	146,724

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の 子会社	大同生命 保険㈱	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	ı	投資一任 契約の 締結	投資一任 契約(*)	589,853	未収 運用受 託報酬	161,495

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

(*)投資一任契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

株式会社T&Dホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1 株当たり純資産額	5,088.65円	1 株当たり純資産額	5,126.56円
1株当たり当期純損失()	232.27円	1 株当たり当期純利益	29.40円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期 ては、潜在株式調整後1株当たり当期純 また、潜在株式が存在しないため記載 ん。	損失であり、	なお、潜在株式調整後1株当たり当期 ては、潜在株式が存在しないため記載 ん。	
1 株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純損失()(千円)	251,436	当期純利益 (千円)	31,832
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る 当期純損失()(千円)	251,436	普通株式に係る当期純利益(千円)	31,832
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082	普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

T&Dアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 村 寛 業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT&Dアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第45期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T&Dアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の 執行を監視することにある。 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択 及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に 基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び 適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関 して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び 中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間 (2024年9月30日現在)		
区分		内訳 (千円)	金額 (千円)	
(資産の部)				
流動資産				
1 . 現金・預金			4,980,688	
2.前払費用			128,535	
3 . 未収入金			11,035	
4 . 未収委託者報酬			791,756	
5 . 未収運用受託報酬			478,372	
6 . その他			20,812	
流動資産計			6,411,201	
固定資産				
1 . 有形固定資産			99,357	
(1)建物	1	55,825		
(2)器具備品	1	43,472		
(3) その他	1	58		
2.無形固定資産			56,221	
(1)電話加入権		2,862		
(2)ソフトウェア		43,809		
(3)ソフトウェア仮勘定		9,549		
3.投資その他の資産			397,132	
(1)投資有価証券		79,020		
(2)長期差入保証金		91,736		
(3)繰延税金資産		176,613		
(4)長期前払費用		49,761		
固定資産計			552,711	
資産合計			6,963,912	

		当中間会計類 (2024年 9 月30日	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1.預り金			594
2 . 未払金			304,217
(1)未払収益分配金		2,477	
(2)未払償還金		2	
(3)未払手数料		255,293	
(4)その他未払金		46,444	
3 . 未払費用			401,962
4 . 未払法人税等			13,664
5 . 未払消費税等	2		42,355
6.賞与引当金			139,226
7. 役員賞与引当金			4,500
流動負債計			906,521
固定負債			
1 . 退職給付引当金			459,404
2 . 役員退職慰労引当金			10,975
固定負債計			470,379
負債合計			1,376,900
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1)資本準備金		277,667	
3 . 利益剰余金			4,192,604
(1)利益準備金		175,000	
(2)その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		879,813	
株主資本計			5,570,272
評価・換算差額等			
1 . その他有価証券評価差額金			16,740
評価・換算差額等計			16,740
純資産合計			5,587,012
負債・純資産合計			6,963,912

(2)中間損益計算書

		=	会計期間 年4月1日 年9月30日)
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1.委託者報酬			1,992,396
2.運用受託報酬			737,418
3 . 投資助言報酬			5,010
4 . その他営業収益			15,359
営業収益計			2,750,183
営業費用			
1.支払手数料			706,132
2 . 広告宣伝費			834
3 . 調査費			723,366
(1)調査費		37,044	
(2)委託調査費		444,107	
(3)情報機器関連費		241,757	
(4)図書費		456	
4 . 委託計算費			102,035
5 . 営業雑経費			44,394
(1) 通信費		3,731	
(2)印刷費		35,168	
(3)協会費		2,822	
(4)諸会費		2,671	
営業費用計			1,576,764
一般管理費			
1 . 給料			621,720
(1)役員報酬		25,206	
(2)給料・手当		587,304	
(3)賞与		9,209	
2 . 法定福利費			104,188
3.退職金			1,209
4.福利厚生費			2,235
5.交際費			164
6.旅費交通費			3,475
7.事務委託費			48,276
8.租税公課			36,605
9.不動産賃借料			82,739
10.退職給付費用			31,407
11.役員退職慰労引当金繰入			1,350
12.賞与引当金繰入			139,226
13. 役員賞与引当金繰入			4,500
14.固定資産減価償却費	1		20,619
15.諸経費			26,679
一般管理費計			1,124,398
営業利益			49,020

		当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	
営業外収益				
1 . 受取配当金			981	
2 . 受取利息			307	
3 . 雜収入			227	
営業外収益計			1,517	
営業外費用				
1 . 為替差損			3,297	
2.雑損失			480	
営業外費用計			3,778	
経常利益			46,758	
特別利益				
1 . 投資有価証券売却益			277	
特別利益計			277	
特別損失				
1 . 投資有価証券評価損			2,153	
2 . 投資有価証券売却損			17	
特別損失計			2,170	
税引前中間純利益			44,865	
法人税、住民税及び事業税			9,542	
法人税等調整額			22,409	
中間純利益			31,997	

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

			株	:	±	資	本	
			割余金		利 益	剰 余	金	
	資本金	資本	資本	利益	その他を	利益剰余金	利益剰余金	株主資本
	₩	準備金	剰余金 合計	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計	合計
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	847,816	4,160,606	5,538,274
当中間期変動額								
中間純利益						31,997	31,997	31,997
株主資本以外 の項目の当中 間期 変動額(純 額)								
当中間期 変動額合計	-	-	-	-	-	31,997	31,997	31,997
当中間期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	879,813	4,192,604	5,570,272

	評価・換	算差額等	/+±>/# →-	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産 合 計	
当期首残高	11,234	11,234	5,549,509	
当中間期変動額				
中間純利益			31,997	
株主資本以外の項目の 当中間期 変動額(純額)	5,505	5,505	5,505	
当中間期 変動額合計	5,505	5,505	37,503	
当中間期末残高	16,740	16,740	5,587,012	

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~50年

器具備品 2~15年

その他 8年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2)役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当中間期間末要支給額を計上しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間期間未要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断している ため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。 運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、 期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しており ます。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

建物85,456千円器具備品134,885千円その他838千円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 固定資産の減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産 10,458千円 無形固定資産 10,160千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,082	-	-	1,082

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。市場価格のない株式等は、次表に含めておりません((注1)参照)。また、現金については現金であること、並びに預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	48,820	48,820	-
資産計	48,820	48,820	-

(注1)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表の「その他有価証券」には含めておりません。これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	
非上場株式	30,200	
合計	30,200	

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算 定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)2024年9月30日における時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

	時価						
	レベル1 レベル2 レベル3						
投資有価証券							
その他有価証券	-	48,820	-	48,820			
資産計	-	48,820	-	48,820			

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託については基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間(2024年9月30日)

(単位:千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの	(1) その他	44,829	20,697	24,131
	小計	44,829	20,697	24,131
中間貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの	(1) その他	3,991	3,994	2
	小計	3,991	3,994	2
合計		48,820	24,692	24,128

2. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、投資有価証券について2,153千円 (その他有価証券の投資信託2,153千円)減損処理を 行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1.委託者報酬2.運用受託報酬3.投資助言報酬4.その他営業収益	1,992,396 737,418 5,010 15,359
合計	2,750,183

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ご との有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先は次のとおりです。

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
大同生命保険株式会社	403,590

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	5,161円21銭
1株当たり中間純利益	29円55銭
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益(千円)	31,997
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	31,997
普通株主の期中平均株式数(千株)	1,082

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

- 1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるお それがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- 3.通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と 密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、 5において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることそ の他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該 当する者をいいます。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 5.上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

デジタルヘルス株式ファンド 約款

T&Dアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

ルクセンブルク籍投資法人「CS・インベストメント・ファンズ 2」のサブファンドである「UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」が発行する外国投資証券「EB JPY クラス」(以下「外国投資証券」あるいは「投資信託証券」ということがあります。)および国内の証券投資信託である「マネーアカウントマザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として円建の外国投資証券への投資を通じて、世界のデジタルヘルス企業の株式等に投資します。デジタルヘルス企業とは、ヘルスケアセクターにおける治療、研究開発(R&D)、効率化等の分野において、デジタル技術を活用した事業を行う企業をいいます。なお、マザーファンド受益証券への投資も行います。
- ② 外国投資証券およびマザーファンド受益証券への投資割合は、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向や市況動向等を勘案して決定するものとし、外国投資証券の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ③ 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ⑤ 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることと なった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3. 収益分配方針

毎計算期末に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- (1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定するものとします。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- (3) 収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

追加型証券投資信託 デジタルヘルス株式ファンド

約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、T&Dアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井 住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託法 (平成 18 年法律第 108 号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第 18 条および第 21 条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることが ない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 529,804,698 円を、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを 引受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。 ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年4月13日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合 に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者と し、第8条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については529,804,698 口に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割しま す。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。 (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)
- 第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数 を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って 時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第 11 条 この投資信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この投資信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を 取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継す る者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証 券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場 合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式 受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
 - ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに

応じることができるものとします。ただし、販売会社と別に定める累積投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、別に定める日には、原則として受益権の取得申込の受付は行わないものとします。ただし、第34条第2項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ④ 第2項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。また、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を停止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことがあります。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第 14 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したと

きは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 17 条 委託者は、信託金を、円建の外国投資証券である UBS (ルクセンブルク)デジタル・ヘルス・エクイティ・ファンド」が発行する外国投資証券「EB JPY クラス」 (以下「外国投資信託」ということがあります。) およびマネーアカウントマザーファンド (以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券ならびに次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。) に投資することを指図します。
 - 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
 - 2. コマーシャル・ペーパー
 - 3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3号の証券または証書の性質を有するもの

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用 することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び

投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。)および受託者の利害関係人、第 21 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 20 条、第 24 条から第 26 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第24条から第26条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

(有価証券の借入れ)

- 第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返済するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

- 第 21 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人 を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められ

ること

- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を 行う体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 23 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがありま す。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する外国投資信託証券に係る信託契約およびマザーファンドの受益証券の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 25 条 委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、

有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もし くは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有 価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

- 第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託 者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積り得るものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別に これを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 29 条 この信託の計算期間は、毎年4月12日から翌年4月11日までとすることを原則とします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、初回の計算期間は信託契約締結日から2022年4月11日までとし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

- 第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠く ことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害す るおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることは できないものとします。

(信託事務の諸費用)

- 第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該諸費用に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第 32 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 108 の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき 信託財産中から支弁します。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支 弁します。

(収益の分配方法)

- 第 33 条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 34 条 収益分配金は、毎計算期間終了後 1 ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日に おいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算 期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分 配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名 義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いま す。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対して は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第37条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、支払い開始日が遅延する場合があります。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、 販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の 受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、本項に規定する「収益調整金」は、所 得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額 をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整される ものとします。また、本項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、 受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分 配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 35 条 受益者が、収益分配金について第 34 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを 請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 34 条第 3 項に規定する支払開始日 から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、 委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 36 条 受託者は、収益分配金については第 34 条第1項に規定する支払開始日までに、償還金につい

ては第34条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第34条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解 約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

- 第 37 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1 口の整数倍となる販売会社が委託 者の承認を得てそれぞれ定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただ し、別に定める日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
 - ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。
 - ④ 受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって 行うものとします。
 - ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その 他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
 - ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付けの中止 以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実 行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後 の最初の基準価額の計算日(この計算日が別に定める日であるときは、この計算日以降の最初の 一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします。)に、一部解約の実行の請求を受付 けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
 - ⑦ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行の請求には制限を設ける場合があります。

(信託契約の解約)

- 第 38 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10 億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認め たとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約 し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行い

ます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を 定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をも ってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信 託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいい ます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨 およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によっ て変更することができないものとします。
 - ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思 表示をしたときには適用しません。
 - ① 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあって も、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合 は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 44 条 受益者が第 37 条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

- 第 45 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは できません。
 - 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 - 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第 46 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

- 第 47 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

- 第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.tdasset.co.jp/
 - ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合 の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第 49 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記各条によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 2021 年 4 月 16 日

東京都港区芝五丁目 36 番 7 号

委託者 T&Dアセットマネジメント株式会社

代表取締役 坪井親弘

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

取締役社長 大山一也

(付表)

- 1. 約款第13条第3項、第37条第1項および第6項の「別に定める日」とは、次のものをいいます。
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行の休業日